

令和5年度「商店街・個店 PR 事業」要領

札幌市商店街振興組合連合会

会員商店街の広報活動を支援いたします それが「商店街個店PR事業」です

地域商店街の認知度を高めるうえで、より多くの機会に日頃の活動や構成する店舗及び地域活動を積極的に紹介していくことがますます重要となっております。

札幌市商連では、会員商店街がそうした広報活動を実施する場合に、その取り組みを積極的に指導・支援し、厳しい環境下、商店街の利用促進を図ることを目的として、その事業費の一部を補助いたします。

【広報活動の内容】

商店街の認知度向上や利用促進を図るため、商店街の催事等活動内容を周知するのに併せ、個別店舗の紹介や地域情報を同時掲載して PR する場合に、その事業費の一部を補助いたします。

たとえば、チラシ、ポスター、商店街案内板、情報誌(ミニコミ誌)、カレンダー等の作成配布、また、HP の開設・更新等が対象となります。(注):但し、単なるセールチラシは補助対象外とする。

【補助対象経費】

補助対象経費については、領収書の伴う以下の経費を対象とする。

広告物作成費	印刷費、看板制作費、情報誌作成費
通信運搬費	新聞折込み費、ポスティング代、運搬費、電信料
謝礼金	講師及び専門家等に対する謝礼金
委託費	業務委託費
会議費	会場借上料、会議資料代
その他、「事業審査会」が適当と認める経費	

【補助限度額】(補助商店街数は、令和5年度10商店街を予定しております。)

補助対象経費 上限 15 万円 (補助率 1/2 補助金上限額 7万5千円)

補助対象経費の上限を 15 万円として、その2分の1を補助いたします。ただし、補助金の交付額千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。また、補助対象事業については、上記補助限度額以内であれば、複数回に分けて実施することも可能です。

【補助回数】

前年と同様の事業内容を申請する場合は、連続3回(年)までとします。

【補助対象外事業】 札幌市の支援制度・補助を受けている事業については、対象外とします。

【事業の申請時期】

毎月20日までに申請(様式 1、2)のあった事業については、札幌市商連「事業審査会」で精査し、事業認定の諾否を、当該月末までに申請者に通知します。

「申請書」提出は、事業実施前とします。